

市民グラウンド緑地管理業務委託 特記仕様書

I 場 所

市民グラウンド 熱海市 上多賀字藤広地 地内

II 期 限

令和5年3月31日

III 業務内容

業務委託箇所における樹木剪定及び施肥、薬剤散布等作業(詳細は設計書のとおり)

IV 報告の作成

- ① 業務請負者は、部分払いを希望する場合は、健康づくり課へ一部完了写真帳と一部完了報告書を提出しなければならない。
- ② 業務請負者は、業務終了後、速やかに完了報告書を提出しなければならない。
- ③ 業務請負者は、樹木管理業務を通じて当該樹木に異常等を発見した場合は、速やかに健康づくり課へ報告すること。

V 委託料

一部完了報告及び完了届出書報告時に支払う。